

夕張市財政再生計画の変更 (令和2年10月)の概要

- 本年9月15日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和2年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、財政調整基金の活用により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等については変更はない。

歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 富野じん芥埋立処分地施設維持管理（＋55百万円）

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための生活様式の変更に伴い増加する家庭からの廃棄物の影響により、機能低下が生じている現在の浸出水処理施設の回転円盤では適正に汚水処理ができないことから、取替工事により機能改善を図る経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 55百万円

(2) 水道事業会計繰入金（＋45百万円）

新型コロナウイルス感染症の影響への経済対策として、全契約者の水道基本料金を一律免除するための経費及びそれに必要なシステム改修経費について、一般会計から水道事業会計へ繰り出す経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 45百万円

(3) 密集軽減のためのスクールバス購入（＋41百万円）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、スクールバス内の密着状態を解消して感染リスクを削減し、児童生徒の安心安全な通学体制を確保するため、新たにスクールバスを購入する経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 41百万円

※ 変更に必要な一般財源については、財政調整基金繰入金により対応。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

繰入金の増（＋339百万円）により339百万円の増

(2) 歳出

物件費の増（＋41百万円）、維持補修費の増（＋98百万円）、建設事業費の増（＋103百万円）、その他の増（＋97百万円）により339百万円の増